

ID: 1610

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

<b>処分の概要</b>	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の21第1項		
<b>法令番号</b>	平成17年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第51条の21第1項の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。</p> <p>2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日